毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北　海　道
編集　総務部人事局
　　法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

規　　則

○北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……（農業経営課）　1

告　　示

○北海道希少野生動植物の保護に関する条例に基づく生息地等保護区の指定
……（自然環境課）　1
○北海道希少野生動植物の保護に関する条例に基づく管理地区の指定…（自然環境課）　2
○北海道希少野生動植物の保護に関する条例に基づく立入制限地区の指定
……（自然環境課）　2
○北海道希少野生動植物の保護に関する条例に基づく生育地保護区等の指定及び北海道希少野生動植物の保護に関する条例に基づく立入制限地区の指定の廃止
……（自然環境課）　3
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……（農業支援課）　3
○土地改良区の定款の変更の認可……（農業支援課）　3
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可……（農業支援課）　3
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可……（農業支援課）　3
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の廃止の認可……（農業支援課）　4
○道営土地改良事業の工事の完了……（農業施設管理課）　4
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　4
○知事権限に係る保安林の指定の解除……（治山課）　4
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　5
○建設業者に対する監督処分……（建設情報課）　5
○道路の区域の変更及び供用の開始……（道路課）　6

支庁告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……　6

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……　6

規　　則

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年９月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第116号

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道農業近代化資金利子補給規則（昭和37年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中「年0.45パーセント」を「年0.4パーセント」に改める。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正後の北海道農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成18年８月18日以後に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金については、なお従前の例による。

告　　示

北海道告示第726号

北海道希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年北海道条例第４号）第31条第１項の規定により、次のとおり生息地等保護区を指定した。

その区域を表示した図面は、省略し、北海道環境生活部環境局自然環境課及び北海道日高支庁地域振興部環境生活課に備え置いて、縦覧に供する。

平成18年９月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　アポイ岳地区ヒダカソウ生育地保護区

(1)　指定の区域

様似郡様似町に所在する道有林日高管理区46林班、47林班、49林班、52林班、53林班の各一部

(2)　指定に係る指定希少野生動植物

分類	種　　名　（和名）	科　　名
植物	ヒダカソウ	キンポウゲ科

(3)　指定の区域の保護に関する指針

ヒダカソウは、日高山系の超塩基性岩地に分布が限られており、本種の個体の生育の

ためには、その生育基盤であるカンラン岩風化土壌等の地質及び風衝地を維持するとともに、ヒダカソウと一体的に生育している植生を確保することが必要である。そのため、アポイ岳及びその周辺のカンラン岩風化土壌地、風衝地、及び既存生育地等を勘案した生育適地を生息地等保護区とし、生育環境の適切な管理を行うものとする。

2　幌満岳地区ヒダカソウ生育地保護区

(1)　指定の区域

様似郡様似町に所在する道有林日高管理区88林班から90林班までの各一部

(2)　指定に係る指定希少野生動植物

分類	種　　名　（和名）	科　　名
植物	ヒダカソウ	キンポウゲ科

(3)　指定の区域の保護に関する指針

ヒダカソウは、日高山系の超塩基性岩地に分布が限られており、本種の個体の生育のためには、その生育基盤であるカンラン岩風化土壌等の地質及び風衝地を維持するとともに、ヒダカソウと一体的に生育している植生を確保することが必要である。そのため、幌満岳及びその周辺のカンラン岩風化土壌地、風衝地、及び既存生育地等を勘案した生育適地を生息地等保護区とし、生育環境の適切な管理を行うものとする。

北海道告示第727号

北海道希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年北海道条例第４号）第32条第１項の規定により、次のとおり管理地区を指定した。

その区域を表示した図面は、省略し、北海道環境生活部環境局自然環境課及び北海道日高支庁地域振興部環境生活課に備え置いて、縦覧に供する。

平成18年９月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　アポイ岳地区ヒダカソウ生育地保護区管理地区

(1)　指定の区域

アポイ岳地区ヒダカソウ生育地保護区の全域

(2)　指定に係る指定希少野生動植物

分類	種　　名　（和名）	科　　名
植物	ヒダカソウ	キンポウゲ科

(3)　指定の区域の保護に関する指針

ヒダカソウ及びヒダカソウと一体的に生育している植生並びにその生育基盤である地質については、いずれも脆弱で外的圧力の影響を受けやすく、特に保護の必要があることから、アポイ岳地区ヒダカソウ生育地保護区の全域を管理地区とし、生育環境の適切な管理を行うものとする。

2　幌満岳地区ヒダカソウ生育地保護区管理地区

(1)　指定の区域

幌満岳地区ヒダカソウ生育地保護区の全域

(2)　指定に係る指定希少野生動植物

分類	種　　名　（和名）	科　　名
植物	ヒダカソウ	キンポウゲ科

(3)　指定の区域の保護に関する指針

ヒダカソウ及びヒダカソウと一体的に生育している植生並びにその生育基盤である地質については、いずれも脆弱で外的圧力の影響を受けやすく、特に保護の必要があることから、幌満岳地区ヒダカソウ生育地保護区の全域を管理地区とし、生育環境の適切な管理を行うものとする。

北海道告示第728号

北海道希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年北海道条例第４号）第33条第１項の規定により、次のとおり立入制限地区を指定した。

その区域を表示した図面は、省略し、北海道環境生活部環境局自然環境課及び北海道日高支庁地域振興部環境生活課に備え置いて、縦覧に供する。

平成18年９月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　アポイ岳地区ヒダカソウ生育地保護区管理地区内立入制限地区

(1)　指定の区域

アポイ岳地区ヒダカソウ生育地保護区管理地区の全域（登山道の区域を除く。）

(2)　立入制限の期間

通年

2　幌満岳地区ヒダカソウ生育地保護区管理地区内立入制限地区

(1)　指定の区域

幌満岳地区ヒダカソウ生育地保護区管理地区の全域

(2)　立入制限の期間

通年

北海道告示第729号

平成16年北海道告示第219号（北海道希少野生動植物の保護に関する条例に基づく生育地保護区等の指定）及び平成17年北海道告示第335号（北海道希少野生動植物の保護に関する条例に基づく立入制限地区の指定）は、廃止する。

平成18年９月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第730号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、清水町土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成18年９月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成18．8．1	理事	横山　隆	上川郡清水町字清水第５線57番地
同	同	同	下山政市	同　字清水第４線44番地
同	同	同	森　松三	同　字下佐幌西１線121番地７
同	同	同	武田良民	同　字人舞２番地
同	同	同	佐藤　榮	同　字上然別西26線９番地６
同	同	同	宮下隆男	同　字熊牛70番地５
同	同	同	若原義雄	同　字熊牛41番地
同	同	同	田中敏雄	同　字美蔓西23線105番地
同	同	同	山田　均	同　字羽帯南６線85番地
同	同	同	青木　昇	同　字御影北１線87番地３
同	同	同	中村勝則	同　字御影190番地
同	同	同	竹中　勝	同　字旭山168番地
同	同	同	高薄　渡	同　南10条９丁目16番地
同	同	同	五十嵐順一	同　南３条12丁目３番地
同	同	監事	堀　俊一	同　字熊牛44番地
同	同	同	山本一治	同　字旭山24番地
同	同	同	渡辺範雄	同　御影東２条南２丁目４番地
退任	同　18．7.31	理事	横山　隆	同　字清水第５線57番地
同	同	同	下山政市	同　字清水第４線44番地
同	同	同	伊藤篤浩	同　字下佐幌東１線93番地
同	同	同	武田良民	同　字人舞２番地
同	同	同	佐藤　榮	同　字上然別西26線９番地６
同	同	同	白川　昇	同　字熊牛11番地559
同	同	同	若原義雄	同　字熊牛41番地
同	同	同	田中敏雄	同　字美蔓西23線105番地
同	同	同	山田　均	同　字羽帯南６線85番地
同	同	同	青木　昇	同　字御影北１線87番地３
同	同	同	中村勝則	同　字御影190番地
同	同	同	竹中　勝	同　字旭山168番地
同	同	同	高薄　渡	同　南10条９丁目16番地
同	同	同	五十嵐順一	同　南３条12丁目３番地
同	同	監事	堀　俊一	同　字熊牛44番地
同	同	同	山本一治	同　字旭山24番地
同	同	同	渡辺範雄	同　御影東２条南２丁目４番地

北海道告示第731号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、平成18年８月23日、新十津川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年９月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第732号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の２第１項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成18年９月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管理規程の概要
美瑛土地改良区	俵真布頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	上宇頭首工	同
同	下宇第一頭首工	同
同	協英第１頭首工	同
同	協英第２頭首工	同
同	精美頭首工	同
同	丙号頭首工	同

北海道告示第733号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の２第３項の規定により、次の土地改良施設

に係る管理規程の変更を認可した。

平成18年９月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管理規程の概要
美瑛土地改良区	朗根内頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	横牛頭首工	同
同	中宇頭首工	同
同	中央頭首工	同
同	向上頭首工	同
同	美瑛原野頭首工	同

北海道告示第734号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の２第３項の規定により、美瑛土地改良区が管理する旭東頭首工に係る管理規程の廃止を認可した。

平成18年９月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

廃止した管理規程の概要

旭東頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第735号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定により公告する。

平成18年９月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

地区名	事業の種類		完了年月日
西丹羽	ほ場整備［担い手育成型］	（農業用用排水）	平成15. 5.12
同	同	（区画整理）	同　17. 1.26
北前船の里	中山間地域総合整備	（農地防災）	同　14. 7.22
同	同	（客土）	同　15. 3.10
同	同	（ほ場整備）	同　16. 8.30
同	同	（農業用用排水、暗きょ）	同　16.12.16
同	同	（農用地改良保全）	同　17. 6.30
同	同	（農道）	同　17.11.30
厚沢部	同	（ほ場整備）	同　14.12.20
同	同	（農地防災）	同　16.11.30
同	同	（客土）	同　16.12.15
同	同	（農道）	同　17. 9. 9
同	同	（暗きょ、農用地改良保全）	同　17.11.24
同	同	（農業用用排水）	同　17.12.14
遠別	同	（農道）	同　15.10.30
同	同	（農業用用排水）	同　16. 1. 9
同	同	（暗きょ）	同　17.12.12
中館	ため池等整備［用排水施設整備］		同　18. 2.10
浜頓別南部	一般農道整備（集乳農道）		同　17.11.30
平和	経営体育成基盤整備（区画整理）		同　17.12.20
同	同	（農業用用排水）	同　16. 1.20
同	同	（客土）	同　17. 2.25
同	同	（暗きょ）	同　16.12.10
辰子丑	畑地帯総合整備［担い手支援型］	（農業用用排水）	同　17.10.20
同	同	（暗きょ）	同　17.12. 9

北海道告示第736号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年９月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　保安林予定森林の所在場所　　虻田郡洞爺湖町月浦29の15地先、44の28地先（以上２筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

２　指定の目的　　土砂の流出の防備

３　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第737号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年９月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　解除に係る保安林の所在場所　　天塩郡幌延町字幌延39の１（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的　　干害の防備

３　解　除　の　理　由　　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道留萌支庁産業振興部林務課及び幌延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第738号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年９月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　解除予定保安林の所在場所　　石狩郡当別町・紋別郡遠軽町・湧別町（以上３町国有林。次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的　　水源のかん養

３　解　除　の　理　由　　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第739号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。

「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理局建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成18年９月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　許可の全部廃業

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
有限会社　サッポロ住設	般－14　石第17910号	平成18．7.10
道央都市開発株式会社	般・特－14　石第9276号	同　18．7.14
有限会社　太平電気工事	般－13　石第139号	同　18．7.19
有限会社　ネオ・プラント	般－14　石第14292号	同　18．7.20
有限会社　吉田石材工業	般－16　石第16490号	同　18．7.21
株式会社　拓　　電	般－14　石第12833号	同　18．7.26
有限会社　サカイシステム	般－14　石第11351号	同　18．7.27
有限会社　梧　葉　産　業	般－15　渡第4091号	同　18．7．3
株式会社　中　央　工　業	般－16　渡第2642号	同　18．7．6
有限会社　共栄土木工業	般－15　渡第4067号	同　18．7.11
有限会社　小　田　建　設	般－14　渡第687号	同　18．7.18
株式会社　星　　菱	般－17　空第3056号	同　18．7．3
北　川　建　設	般－14　空第1580号	同　18．7.14
有限会社　山　崎　組	般－17　空第2930号	同　18．7.26
株式会社　三浦燃料店	特－17　空第1991号	同　18．7.31
株式会社　道北建設興業	般・特－16　上第990号	同　18．6.30
株式会社　共　栄　建　輸	特－15　上第4779号	同　18．7．6
東永建設工業株式会社	特－14　上第535号	同　18．7.11
林建設興業株式会社	般－17　上第3460号	同　18．7.13
アーステック工業有限会社	般－13　上第4644号	同
有限会社　前　畑　鉄　筋	般－14　上第3891号	同　18．7.20
有限会社　鹿　野　組	般－13　上第4324号	同　18．7.25
株式会社　サカイ工務所	般－18　上第969号	同　18．7.26
有限会社　祐川設備工業	般－14　留第483号	同　18．6．8
株式会社　橋本水道工業	般－14　留第94号	同　18．6.19
末広建設株式会社	般・特－14　網第258号	同　18．7．4
有限会社　丸昌高橋工務店	般－14　釧第574号	同　18．7.10
有限会社　和　　光	般－13　根第573号	同　18．7．7

２　許可の一部廃業

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
有限会社　シーダブルサービス	般－13　石第17465号	平成18．7．4
フジ総合管理株式会社	般－13　石第13762号	同　18．7．6
アビエンジニアリング株式会社	般－13　石第17423号	同　18．7．7
曙鉄工株式会社	般－13　石第10985号	同　18．7.10
鉄建工圧株式会社	般－13　石第1089号	同　18．7.20
三道工業株式会社	般－14　石第2031号	同　18．7.21
北海道開発設備電業株式会社	般－13　石第1106号	同　18．7.24
住友商事北海道株式会社	般－17　石第14782号	同　18．7.26

有限会社　八大創建サービス	般－16	石第16804号	平成18．7.28
西山建設有限会社	般－13	渡第317号	同　18．7.13
高橋道路株式会社	特－17	渡第168号	同　18．7.26
登茂栄建設株式会社	般－17	渡第450号	同　18．7.28
北海道水道機材株式会社	般－13	後第1764号	同　18．6.20
有限会社　金子建設	般－14	後第435号	同　18．7.12
波王建設株式会社	般－18	後第1611号	同　18．7.18
株式会社　大野小木	特－13	空第250号	同　18．7．6
士別市管工事業協同組合	般－14	上第4711号	同　18．7．3
北海美掃株式会社	般－18	上第60号	同　18．7.19
株式会社　森田工建	般－13	上第252号	同　18．7.31
有限会社　増毛海運興業	般－17	留第617号	同　18．6.14
みのや産業株式会社	般－13	網第2378号	同　18．7.21
株式会社　中村産業	特－13	網第1337号	同　18．7.28
有限会社　富士都建設	般－13	釧第1940号	同　18．6.28
橋本建設株式会社	特－13	根第127号	同　18．7.12

北海道告示第740号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成18年９月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　道路の種類　　道道

2　路線名　　野塚婦美線

3　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
積丹郡積丹町大字日司町518番地先から積丹郡積丹町大字日司町518番地先まで	前	14.11ｍから17.03ｍまで	50.00ｍ	－－
	後	14.11ｍから30.70ｍまで	50.00ｍ	－－

支　庁　告　示

北海道後志支庁告示第８号

次のとおり一般競争入札により相手方を決定した。

平成18年９月１日

北海道後志支庁長　伊　東　和　紀

1　落札に係る物品等の名称及び数量

(1)　除雪トラック（10ｔ級、６×６、S･G･２W付４台、S･G･１W（マックレー）付１台）　５台

（除雪トラック３台、除雪グレーダ２台と交換）

(2)　除雪グレーダ（4.0ｍ級、シャッターブレード付１台、１Wシャッターブレード付１台）　２台

（除雪グレーダ２台と交換）

2　落札を決定した日

平成18年７月31日

3　落札者の相手方の氏名及び住所

(1)ア　氏名　　株式会社協和機械製作所

イ　住所　　札幌市西区発寒15条12丁目３番25号

(2)ア　氏名　　北海道キャタピラー三菱建機販売株式会社

イ　住所　　札幌市清田区里塚２条６丁目３番５号

4　落札金額

(1)　157,342,500円

(2)　52,164,000円

5　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6　一般競争入札の公告

平成18年６月20日付け北海道後志支庁告示第４号

7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1)　名称　　北海道小樽土木現業所企画総務部総務課

(2)　所在地　　小樽市奥沢１丁目21番１号

道　警　察　本　部　告　示

北海道警察本部告示第127号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年９月１日

北海道警察本部長　樋　口　建　史

1　落札に係る物品等の名称及び数量

警察官（男性）用合服上衣　　1,503着

警察官（男性）用合服ズボン　3,224本

警察官（男性）用合帽子　　1,205個

警察官（男性）用合活動帽　　895個

2　落札を決定した日

平成18年６月23日

3　落札者の氏名及び住所

⑴　氏　名　　株式会社パル

⑵　住　所　　札幌市中央区北13条西17丁目

4　落札金額

60,841,725円

5　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6　一般競争入札の公告

平成18年５月12日付け北海道警察本部告示第77号

7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

⑴　名　称　　北海道警察本部総務部会計課

⑵　所在地　　札幌市中央区北２条西７丁目

毎週火・金曜日発行　（購読料金(送料とも)は月額3,770円）
発　行　北　海　道
編　集　総務部人事局法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社